

事務連絡
令和8年3月3日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部
労働部

「取適法施行等を踏まえた労務費転嫁指針の改正」説明会のご案内について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より、標記説明会の開催案内がありましたのご案内申し上げます。

お申込みは以下の URL で受け付けています。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、必要に応じ貴会会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

1. 説明会日時

令和8年3月18日（水）14：00～14：30

2. 説明会概要

- ・開催形式：オンライン（定員 2,000 人（先着）、1 組織あたり可能な限り 1 名まで）
- ・議事次第：①国土交通省総合政策局政策課より開催の挨拶。
②公正取引委員会より労務費転嫁指針の開催内容の説明。
③上記②説明終了後、事前質問についての回答。
（事前質問については、下記 URL に寄せられたものを回答する想定）

3. 説明会申込 URL

- ・ <https://forms.office.com/r/05sk3ZLnC7>

※申込みにあたり、申込フォーム内の「5. 貴社が所属する業界団体名」欄については、「正式名称」をご記載下さい。

また、「6. 貴社の国土交通省における担当部局」欄については、必ず「不動産・建設経済局」を選択いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・ 申込締切：3月11日（水）18時迄

以上

【担当】事業部 三浦、労働部 浜崎 TEL：03-3551-9396 FAX：03-3555-3218

関係各位

令和 8 年 2 月 27 日
国土交通省総合政策局政策課

取適法施行等を踏まえた労務費転嫁指針の改正説明会のご案内

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、公正取引委員会と内閣官房では、令和 8 年 1 月 1 日付で労務費転嫁指針を改正いたしました。今回の改正では、

①同指針策定後の調査結果等を踏まえた「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」の追加

②令和 8 年 1 月 1 日に施行された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部改正法」に対応した記載内容の見直し

の 2 点を中心に所要の修正が行われております。

つきましては、改正内容についての説明会を開催させていただきますので、御多忙のところ恐れ入りますが、御出席を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、同指針の改正内容については、以下の公正取引委員会 HP をご覧ください。

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

記

1. 開催日時：令和 8 年 3 月 18 日（水） 14 時 00 分～14 時 30 分
2. 開催方法：Microsoft Teams により、オンラインにて開催いたします。
※説明会の前日を目途に、説明会参加用 URL を参加希望者の皆様にお送りさせていただきます。
3. 参加方法：下記の登録フォームより、必要事項のご登録をお願いいたします。
なお、フォームにて事前にいただいた質問から数問程度、当日の説明会でお答えをいたします。
（申込締切：3 月 11 日（水）18 時迄）
<https://forms.office.com/r/05sk3ZLnC7>
4. 説明資料：説明会の前日を目途に、参加希望者の皆様にお送りさせていただきます。
5. 議事次第：< i >開会の挨拶（国土交通省総合政策局政策課）
< ii >公正取引委員会より労務費転嫁指針の改正内容の説明
< iii >事前質問について回答